

富山市地域見守り活動について

1 目指すもの

- (1) 市と電気・ガス・水道のライフライン事業者、郵便・各種宅配事業者、新聞販売事業者等（以下「ライフライン事業者等」といいます。）が相互に連携を図り、ライフライン事業者等に通常業務の範囲内において「ゆるやかな見守り」活動を行っていただき、孤立死等を未然に防ぐことにより、市民が住み慣れた地域において安心して暮らし続けられることを目指します。
- (2) 市は、ライフライン事業者等が、地域の異変に気づき、連絡する窓口を明確化し、事実確認から必要な支援などの対応にスムーズにつながるよう体制を整えます。

※本事業での「孤立死」とは、「孤立世帯の方が亡くなったことに親族や近隣の人々が気づかず、相当日数を経てから発見されること」を言います。

2 協定の締結について

(1) 目的

協定を締結することにより、ライフライン事業者等が、通常業務において地域における「ゆるやかな見守り」活動を行い、訪問先等で異変を察知した場合には、市等へ連絡・通報するという地域の見守り体制を整え、孤立死等を防止することを目的とするものです。

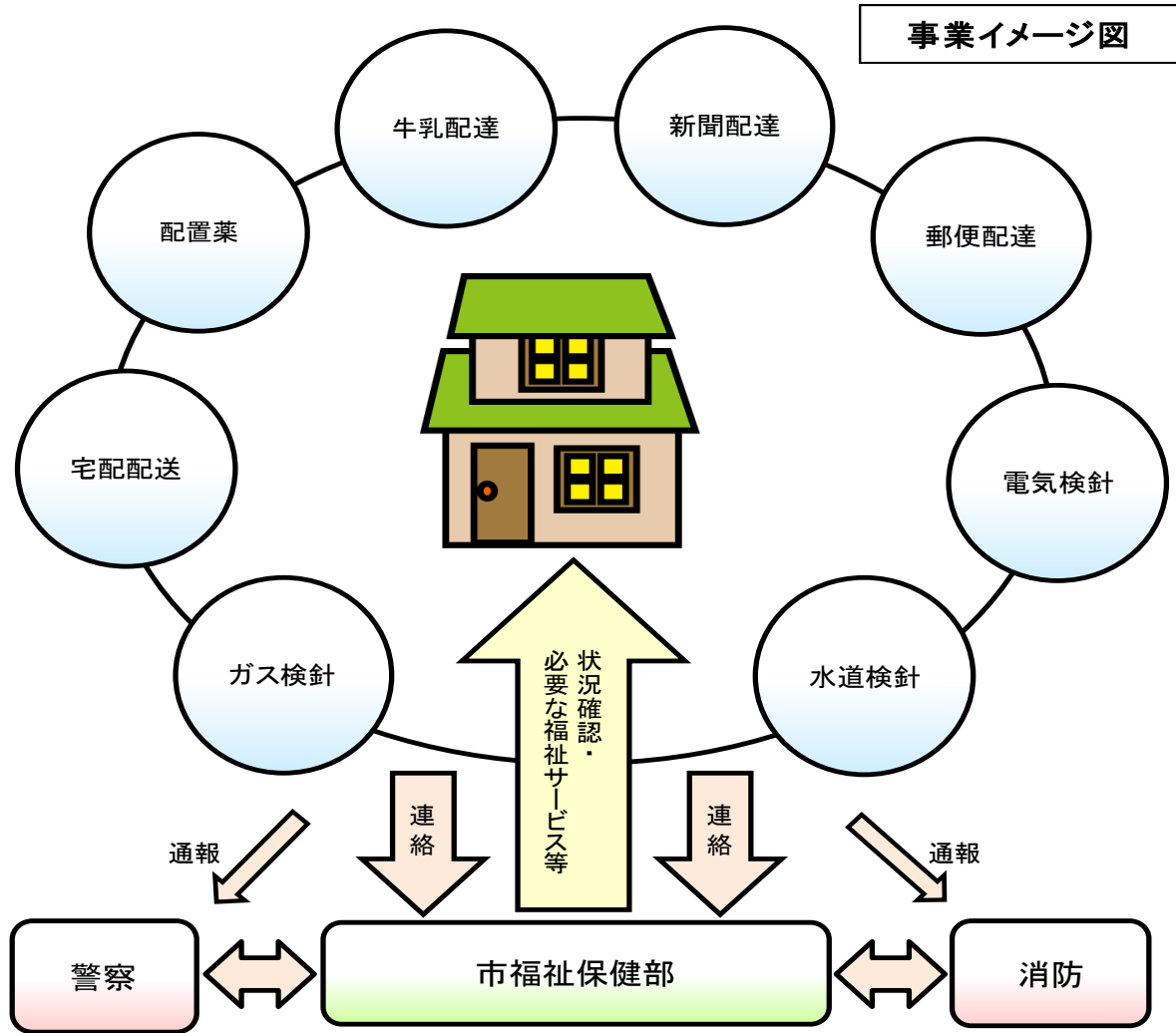
(2) 締結予定事業者

- ・ライフライン事業者（電気、ガス、水道）
- ・郵便事業者
- ・定期宅配事業者（配置薬、宅配、牛乳）
- ・新聞販売事業者等

(3) 協定書の内容

- ・市への連絡について
- ・連絡に関する免責について
- ・個人情報の保護について 等

3 ライフライン事業者等との連携体制



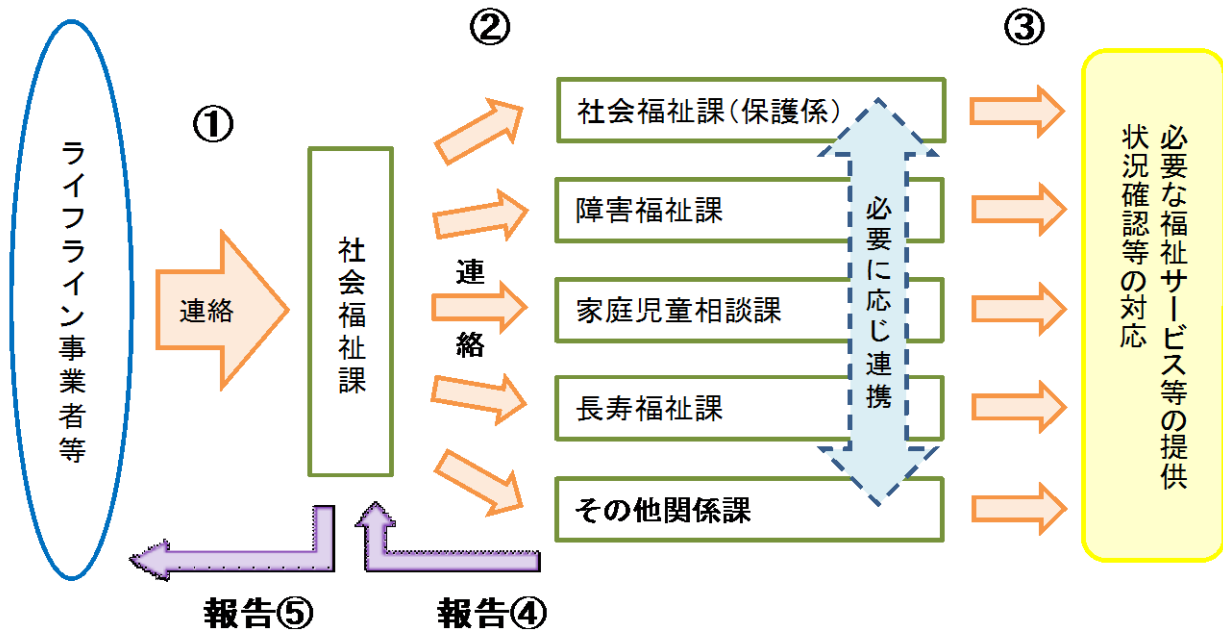
4 連絡が必要と考えられる異変の例

- ① ポストに郵便物や新聞が数日分たまっている。
 - ② 雨戸やカーテンが何日も前からずっと閉まっている。
 - ③ 室内等の電灯が点いた状態、または、消えた状態が何日も続いている。
 - ④ 同じ洗濯物が何日も干されている。
 - ⑤ 玄関のドアなどが開いたままの状態が続いている。
 - ⑥ 庭の手入れやゴミの処理がされていない状態が続いている。
 - ⑦ 検針票をいつも手渡す人に、会えない状態が続いている。
 - ⑧ 各種メーターの増減が通常時より異常である。
 - ⑨ ペットの様子がいつもと異なる。(衰弱または凶暴化しているなど)
 - ⑩ 住宅から異臭・異音がする状態である。
- ※その他項目あり

5 市内の対応体制について

市が連絡を受ける対象者は、高齢者に限らず、障害者や母子世帯等、様々な方が考えられます。

そのため、連絡を受けたケースについて、その後の対応等がスムーズに行えるよう、関係する課で情報提供や、把握、対応方法をルール化します。



※明らかな異変は、消防や警察に通報

6 連絡者への配慮

- (1) 市は、連絡者に関する情報（連絡された方の氏名、事業所、連絡先など）については、見守り活動に関する事務のみに使用します。
- (2) 市は、連絡後の対応の結果等について、必要に応じて連絡者に報告するものとします（ただし、個人情報に関する内容は除きます）。
- (3) ライフライン事業者等は、連絡に誤りがあった場合、または連絡を行うことができなかった場合であっても、生じた問題について、その責任を問われないものとします。

7 連絡情報の活用

- (1) 市は、連絡があった対象者に対して必要な福祉サービスを提供します。
- (2) 市は、連絡をもとに民生委員、地域包括支援センター等による訪問、見守り活動につなげます。

8 連絡窓口

富山市福祉保健部 社会福祉課 地域福祉係

TEL 076-443-2164

平日 8:30～17:15（土日、祝日、年末年始除く。）